

## 2015（平成27）年度 日本青年団協議会中間総括（案）

# 「私たちがつなぐ、次代へ 世界へ」

2015年9月30日現在

2015年度が始まりほぼ半年が経過した。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催をめぐり、国立競技場建設やエンブレムの白紙撤回という異例の事態が生じ、一部の報道では厳しい批判が繰り返された。こうした中、日本青年館は競技場建設という国家プロジェクトに組織として協力すべく移転という苦渋の決断に基づき、建設に要する財源など未だ課題が山積するものの、2017年夏の完成に向けて建設の第一歩を踏みだし、二代目青年館の解体作業もまた順調に進んでいる。

一方道府県団をはじめ全国の地域青年団は、全国青年団種まき運動や日本青年館継承募金、スポーツ・芸能文化活動、平和活動等々、私たちが議論を重ね共につくりあげた運動方針を地道に実践している。上半期を終え、どのような情勢のもとで運動が繰り広げられているのかを振り返り、上半期の運動の中間総括を提案する。

### 1. 上半期の情勢の推移と日青協の運営について

#### 1) 戦後70年 問われる民意

8月14日、安倍総理は戦後70年の節目を迎え、歴史認識に関する総理大臣談話を発表した。発表前から戦後50年の村山談話、そして60年の小泉談話とどのような違いを見せるのか、注目を集めたが、結果としてはこれまでの歴代談話を継承する形となった。安倍総理は「わが国は先の大戦における行いについて 繰り返し痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきた。こうした歴代内閣の立場は今後も揺るぎない」などと述べ、いわゆる村山談話のキーワードと位置づけられる「侵略」「植民地支配」「痛切な反省」「お詫び」のすべてを使い、歴代内閣の立場を継承する姿勢を明らかにし、その上で、積極的平和主義のもとで世界の平和と繁栄のために、これまで以上に貢献していく考えを表明した。この姿勢について、各種の世論調査からは概ね肯定的に受け止める反応が見られたが、一方で「焦点がぼやけ何を言いたいのかわからない」「植民地支配や侵略の意味を普遍化、矮小化している」といった批判の声もあがった。一方アジアの国々からは「侵略の歴史に対する誠実な認定と謝罪が込められていない」「今後の日本の姿勢に注目したい」といった冷静な視線が向けられている。

安倍談話が強調する世界の平和と繁栄のための貢献を具現化したものが、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とした安全保障関連法をめぐる動きである。政府は国会会期末を戦後最長とも言える95日間に延長し、今国会での成立を是が非でもめざした。衆参両院における委員会審議の打ち切りや本会議での採決を強行に推し進め、激しい与野党の攻防戦が繰り広げられるも、与党などの賛成多数に可決により成立した。同法により自衛隊の海外での武力行使を可能にし、わが国が直接攻撃された場合に限定されていた武力行使が、必ずしもわが国が攻撃されていない場合でも攻撃できる形となり、戦後のわが国の安全保障政策を大きく転換させる形となった。現政権は集団的自衛権の行使容認を可能にさせ、憲法改正の姿勢を強めている。一方、安全保障関連法に対し憲法違反とする声は今も根強く、世論調査でも法成立を反対とする声が圧倒的に大きい。同法をめぐるのは、市民団体や学識者、教育界、法曹界にとどまらず、子育てに励む母親や若者、学生などこれまで政治的な活動とほど遠かった国民にも抗議行動のうねりが広がっていき、国民的な議論をわき起こす契機になったばかりでなく、既成の枠組みにとらわれない新たな形の市民の意見表明の高まりがみられ、国会と民意がかけ離れていることが露呈した。また、多くの社会教育施設や機関では、原発や戦争問題などといった政治課題をテーマとする学習活動を堰き止めようとする動きが各地で現れることに対し、学習、表現の自由を守り抜き発展させようとする市民の動きも見られる。

沖縄をめぐる問題も、政治と民意がかけ離れた問題の一つと言える。米軍普天間飛行場の名護市辺野

古移設にあたり地元の根強い声が高まる中、政府は、県との集中協議のため8月から一か月中断していた新基地建設に向けた関連工事を、こうした声を踏みにじる形で強行的に再開した。これに対し翁長県知事をはじめ県は猛反発し、新基地建設をめぐり、前知事の埋め立て承認の取り消しに向け手続きを開始した。国連でのスピーチをはじめ、新基地建設をめぐり世界に向けた人権と尊厳を懸けたたたかいは繰り広げている。選挙制度をめぐり参議院の「一票の格差」の是正に向け、鳥取・島根と徳島・高知の二つの「合区」を含む定数「10増10減」の改正公職選挙法が成立した。議会制民主主義のもとどう民意を反映させるのかという視点で考えた時、この改正は地方の声をどのように国政に届けるのかという点で懸念の声が強まっている。地方行政でも民意が問われた。大阪市の橋下市長（大阪維新の会最高顧問）が掲げた「大阪都構想」の是非を問う住民投票は5月に行われ、1万741票差で反対が多数を占める結果となった。「二重行政のムダをなくし豊かな大阪をつくる」がテーマの大阪都構想は、大阪府と政令指定都市の2市（大阪市・堺市）を解体し、10～12の特別自治区からなる大阪都を新設するという構想で、府と市の二重行政の無駄を省き、産業基盤の整備と経済的競争力の強化、市民サービスの向上により大阪の再生を図るとというのが狙いだったが、橋下市長も認めるとおり、府民への説明が浸透せず、これまで通りの暮らしの安定と安心を求めた結果、大阪都構想は僅差で反対を上回り廃案、大阪市は政令指定市として存続することになり、橋下市長はその後政界引退を表明した。

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故の収束は依然見通しが立たない状態である。明確に方針が示されず、国民の脱原発、原発ゼロの声はますます高まっている。震災以降全国の原発の稼働が停止状態にある中、九州電力は震災後定められた新規制基準を満たすことが認められ、民意を無視する形で鹿児島県薩摩川内市にある九州電力川内原発1号機の原子炉を起動、再稼働させた。今回の再稼働により1年11カ月ぶりに「原発ゼロ」は終わり、再び原発による電力供給が始まることになった。これに対し再稼働反対の声は根強く、原発周辺では市民らが抗議の声を上げ続けている。一方川内原発は1号機に続き2号機も10月には再稼働させる方針を固めている。

## 2) 世界規模で相次ぐ自然災害

巨大地震、火山噴火、大雨被害、異常気象等々、自然災害が世界規模で猛威をふるった。南米チリではカルブコ火山が噴火し、多くの被害が発生、また、発生したマグニチュード8.3の地震では約100万人が避難しているとも言われる。ネパール中部ではマグニチュード7.8の地震が世界最高峰のエベレストで大規模な雪崩が発生させ死者8000人、負傷者1万4000人を超える甚大な被害をもたらした。パキスタン最大都市、南部カラチなどを熱波が襲い最高気温45度を記録、死者1千人、熱射病の患者は約4万人に上った。

一方わが国では、鹿児島県口永良部島の新岳で爆発的な噴火が発生、ほかにも群馬・長野県境に位置する浅間山でごく小規模な噴火が発生、また、神奈川県箱根山は火山活動が活発化し小規模の地震が増加、現在は小康状態が保たれているものの、地元の観光産業にも大きなダメージを与えている。最近では熊本県阿蘇山が噴火したばかりである。地震も全国的に増えている。東京都では小笠原諸島西方沖を震源とするマグニチュード8.5の大地震が発生、小笠原村母島などで震度5強を観測した。各地に大雨による甚大な被害をもたらされたのも記憶に新しい。茨城県や栃木県、宮城県などで記録的な豪雨となり、各地で川が氾濫するなど大きな被害をもたらした、いわゆる「関東・東北豪雨」では家屋などの損壊が激しく、長期化する避難生活を余儀なくされている人々もおり、生活再建など課題が山積み先行きの見えない状態が続いている。また、この豪雨による農地や農業用水路など農業関連の被害額だけでも10億円を超えるとされ、政府は「激甚災害」に指定し、復旧にかかる自治体の費用を支援することとなった。こうした自然災害は改めて私たちに自然の脅威を見せしめることとなった。

## 3) 若者と地域を取り巻く諸課題

東日本大震災から4年半の歳月が流れた。今年東京電力福島第一原発事故の影響を受けた常磐自動車道が全線開通したが、復興に向けたインフラ整備は全く追いついていない。震災による避難者は今なお

19万9000人を数え、絶望と不安を抱えながら暮らしている人々も少なくない。この中には原発事故の影響を心配して福島県から県外に避難している人も含まれており、その数だけでも4万5千人近くにのぼっている。自主避難者への住宅支援が2017年3月で打ち切られることになり、避難者の間に様々な迷いや格差が生まれ始めているのも事実である。こうした中、政府は東京電力福島第一原発事故で福島県楢葉町のほぼ全域に設定された「避難指示解除準備区域」を解除した。全域避難が続く7町村では初めてで、復興の加速化が期待される一方で帰還に向けた生活環境の整備や依然残る放射線への不安をどう解消させるかなど、ふるさととの再生にあたり課題は山積している。避難指示解除を受けて政府は今後、住民帰還の加速化に向けた支援を本格化させる方針だが、ようやくインフラ整備に着手できる状況でもあり、町内で暮らし始める住民にとって、特に医療や介護を受けられなくなることに心理的な不安が多く募るといった声も聞かれる。ふるさとへの帰還を促進するためにも、医療や介護など必要なインフラを早急に整備していくことが求められる。

選挙権年齢をこれまでの20歳以上から18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法が成立した。国政選挙では来夏の参院選から適用される見通しで、18歳、19歳の未成年者約240万人が有権者として新たに加わることになる。選挙権年齢の見直しは、1945年に25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来で、実に70年ぶりとなる。日青協では18歳選挙権を導入している国々が圧倒的に多い世界の趨勢に鑑み、1972年から若者の政治参加を推進すべく、署名活動などを展開し18歳選挙権の早期実現を継続的に認めてきた。そうした意味で、私たちの悲願とも言える今回の法成立をまずは評価したい。18歳選挙権の実現は、政治離れが進む若者の政治参加の機会として投票率の向上にも少なからず期待がもてるかもしれないが、大切なことはわが国の未来をつくる若者が主権者としての自覚を持ち政治に関心を高めていくことである。そうした考えから、日青協は法成立後、政府与党や関係議員に対し、学校教育で政治教育がタブー視されることなく確実に取り組まれることと、学校外での政治活動にあたり、学校にとどまらず地域や家庭、企業が相互に連携、補完し合い支援する社会教育・青年教育の体制整備などを求める意見書を送付した。学校現場に限らず青年団活動や地域の中に主権者教育の充実をより一層図っていく必要がある。また、与党は「成人年齢」についても20歳から18歳に引き下げることを政府に求める方針を固めた。成人年齢の引き下げは飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営競技、また少年法ともつながっており、制度導入にあたっては国民的な議論とあわせ、年齢の特性に応じ、責任能力の有無なども総合的に捉え慎重かつ冷静な議論と判断が求められる。

今国会では様々な法律が制定された。特に働く若者にとって注目されるのが、二つの法律である。一つは青少年雇用促進法である。かつての勤労青少年福祉法を一部改正して名称を改めたもので、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備することを目的に、10月から施行される。その内容は労働条件の的確な表示を徹底したり、ハローワークが労働関係法令違反の企業の新卒求人申し込みを受理しないことが可能になるなど、いわゆるブラック企業対策も盛り込まれている。2014年に発表された「『日本再興戦略』改訂2014」に「未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進」が盛り込まれ、厚生労働省で法的整備も含めた若者雇用対策の検討が行われてきた。今年1月に取りまとめられた報告には「若者が、次世代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図るため、若者雇用対策に総合的かつ体系的に取り組むことが必要である」と記され、今回の法律はそれらを踏まえたものとされる。若者の雇用対策を考える上で、環境整備の第一歩が踏み出せた点で評価できる。第二は派遣労働者の一層の雇用の安定と保護などを図ることを目的とした改正労働者派遣法である。主な内容は、すべての労働者派遣事業を国の許可制とした上で、ソフトウェアの開発や通訳などの専門26業務と呼ばれる業務とその他の業務という区分を撤廃し、同じ職場で働ける上限を3年間としていたものを、企業側が人を入れ替えればずっと派遣を利用できる大きな転換である。派遣労働は非正規雇用の中でも派遣元が雇い主の「間接雇用」であり、労働者保護の責任が曖昧になりやすい。経済界からの強い後押しを受け、同法は周知期間を含め9月30日施行という異例の制度で、企業側に浸透されていない実態が指摘されている。派遣労働の若者にとっても他人事ではない。若者の正社員になる機会が閉ざされ、将来に夢や希望を描くことがますます厳しくなることが懸念される。正規雇用と非正規雇用との

間に見られる所得の格差は社会に深刻な影響を及ぼすばかりでなく、同法が正社員を派遣労働者に置き換えることにもつながりかねない。

社会保障と税の一体改革の一環で、社会保障の手続の簡素化と脱税防止を目的としたマイナンバー制度が2016年1月から始まる。しかし、世論調査では国民の半数以上がマイナンバー制度の内容を理解していないことも明らかになっている。サービスの簡素化という点で情報の一元管理は評価できるが、一方で情報の漏えいも懸念される。マイナンバーは納税や年金、医療、介護などの手続に使われる重要なもので、国民の暮らしに結びついている。この間日本年金機構や大手企業などの個人情報の流出が続いている。情報保護、管理体制が急がれる一方、今国会で2018年から銀行などの預金口座にも任意で番号の適用を可能とした改正マイナンバー法を成立した。これにより政府が国民の資産を正確に把握することで、脱税や生活保護などの不正受給を防ぐことができるようになる。こうした動きに対し専門家からは国による監視強化につながる懸念が指摘されている。

安倍政権が掲げるアベノミクスの三本の矢の一つである「女性の活躍機会の増大」を具現化する女性活躍推進法が成立した。同法は企業に女性登用を促すもので、従業員301人以上の企業に対し、来年の4月1日までに女性登用について数値目標を含む行動計画の作成と公表が義務付けられることとなった。現在該当する企業は約1万5000社に及ぶが、行動計画の作成を認識していない企業が多いとも言われている。また、現場の女性からは「過分の活躍を期待されているようで息苦しい」といった切実な声も上がっている。行動計画の作成と数値目標を策定するためには、当然企業の風土をも改善していく必要があり、その中には長時間労働の是正といったこれまでの働き方であったり、男性の家事や子育ての機会を増やしたりと、企業としての努力が求められる。

少子高齢化、人口減少の社会が進行する中、人だけでなくモノやカネが都市部に集中し地域の疲弊や荒廃が進んでいる。合計特殊出生率が2014年1.42と9年ぶりに低下し、東京圏への人口転入超が3年連続で増えて現在11万人に及び、一極集中が抑えられない。こうした中政府は、地域経済の再生を通じた人口減少の克服をめざす当面の対策として「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を決定した。地方創生に意欲的な自治体に新型交付金を配分するほか、都市部の高齢者に地方への移住を促進する「日本版CCRC」構想（CCRCとは米国発祥の暮らし方の一つである「継続的なケア付きリタイアメントコミュニティ」の略で、高齢者が自立して生活できるうちに入居して、社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続ける仕組み）や官民一体となった観光地と地域資源の一体的なブランディングを支援する組織の形成などが柱とされ、来年度の予算編成に反映されている。基本方針では2020年までに地方で30万人分の若者の雇用を創出する「総合戦略」の目的達成に向け、2016年度から事業を本格化させるとしている。また、自治体では地方創生に向けた「総合戦略」と「人口ビジョン」づくりが大詰めを迎えている。地域の魅力アップや雇用の創出でどんな政策があるか、その結果、人口をどの程度増やすことができるのか、地方創生法などですべての都道府県と市町村に策定の努力義務が課せられ、地域を再生する取組の出発点ともなる。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをめぐり、メイン会場となる新国立競技場建設やエンブレムの白紙撤回などの不祥事が相次ぎ、新国立競技場の建設とあわせてオリンピック・ムーブメントをどう起こしていくのか、その対策が求められる。今年10月にはスポーツ振興を担当していた文部科学省スポーツ・青少年局を廃止し、国民の健康増進を図り、オリンピックなどの選手強化を担うことを目的とした「スポーツ庁」が10月から新設される。スポーツ庁では文部科学省の外局に位置づけられ、これまで複数の府省にまたがって行われていたスポーツ施策を一元化される。国民一人ひとりにスポーツをする権利を定めたスポーツ基本法をより具体化させることで、国民のスポーツへの関心を高め、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの成功につなげていくことが求められる。

#### 4) 緊張続く国際関係と領土問題

ニューヨークの国連本部で開かれた核不拡散条約（NPT）再検討会議は、約1カ月にわたる議論の成果をまとめた最終文書を採択できないまま閉幕した。冷え込む米ロ関係に加えプーチン大統領の核使

用準備発言に見られるように、核兵器を取り巻く国際情勢は依然として厳しさを増し、核兵器廃絶に対して悲観的な声すら聞こえてくる。会議の決裂は、停滞気味の核軍縮に悪影響を及ぼすおそれがあるとも言われている。尖閣諸島問題をめぐり日中関係は政治レベルで依然厳しい情勢が続いている。こうした中、国内の観光3団体が3000名規模で中国を訪問した「日中観光文化交流団」にあたり、習近平国家主席は「中日友好の根幹は民間にあり、中日関係の前途は両国人民の手中にある。両国関係が順調でないときほど、関係改善のための双方の民間交流の強化が求められる」と発言した。わが国の若者を対象とした世論調査では、中国に対してよい印象を持たない若者が8割強を占めたのに対し、中国では日本で学ぶことを楽しみにしている若者が7割強も占めている。9月に中国で行われた日本との戦争勝利を記念する大規模な軍事パレードにあたり、抗日の宣伝が強まる中で、今「日本のことを深く知ろう」という若者たちの動きも中国の中で広がっているとも言われている。韓国と朝鮮民主主義人民共和国（共和国）との関係もまた揺らいでいる。8月には共和国が韓国軍に向けて2度にわたる砲撃を繰り返し、韓国もこれに応戦した。韓国では政治宣伝放送が繰り返し広げられ一時「準戦時状態」となりより一層緊張が高まった。

イスラム教スンニ派過激組織「イスラム国」によるテロ事件が世界中を震撼させている。クウェートやフランス、チュニジア、エジプトなどでは、いわゆる「イスラム国」によるテロ事件が同時多発的に発生し、多数の犠牲者が出た。また、イラク西部の州都ラマディやシリア中部の遺跡都市パルミラを制圧するなどし、依然緊張が続いている。

北方領土問題は未だ解決されていない戦後処理問題であり、私たち青年団も長年にわたって学習と運動を繰り返している。現在日ロ関係は打開の道筋が見いだせておらず、問題解決にはほど遠い。こうした中安倍総理はロシアのプーチン大統領と米ニューヨークの国連本部で会談し、双方が受け入れ可能な解決策を作成するため、交渉の前進を図ることで一致した。11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議など国際会議の機会を活用し、首脳間の対話を継続することでも合意した。また、プーチン氏の訪日については、年内に実現すると昨年の合意に基づき、「ベストなタイミングを探る」との方針を改めて確認した。

## 5) 日青協の総合的な取り組みについて

### (1) 全般的運営について

二代目日本青年館が36年の歴史に一旦幕を降ろし、私たちの館が無い中での運動がはじまった。新しい規約で臨む日青協の執行体制は、役員13名、局員は臨時職員を含む5名の計18名の体制である。また、規約に基づく外部監事導入の初年度を迎えた。今年度は日本都市青年会議の深谷じゅん氏を外部監事として常任理事会で任命し定期大会で承認され、これまでとは異なる視点で日青協全体の運動を監査いただいている。事務局はこれまで以上に業務の均衡化をめざし、部体制をこえ対応している。しかし、昨年度の執行部役員数と比較すると、常任理事2名、臨時職員2名の計4名減での運営は大変厳しく、運動と運営の両面に支障をきたしている。とりわけ事務局業務の過多による負担は慢性化し、個人の健康に影響を及ぼしている。今後は事務局員の勤務体制や業務のあり方などを検討することとあわせ、役員と事務局のより一層の連携と役割分担を明確にし、効率的な運営をめざしていく。

昨年度に引き続き昭和女子大学からインターンシップ実習生を2名受け入れ、事務局業務を通じた就労体験の機会をつくった。

私たちの館が無い影響は大きく2つある。会場と予算だ。会場については、これまで日本青年館で開催していた日青協の諸会議や諸事業は、国立オリンピック記念青少年センター（NYC）を中心に実施している。しかし青年館とは異なり利用時間に制限があるため、時間に縛られた運営を強いられている。また、営業休止の影響を受け昨年より全ての予算が1割～2割削減し、逼迫した財政状況のもと運動をすすめている。その対策として、事業や事務の執行にあたり、SNSの活用や郵送からメールでの対応に切り替えるなどこれまでに増して経費削減に努めている。また、オルグにおいては、

早期計画を心掛け旅費の削減に努める一方で、迅速な対応が求められる場合は即応し、道府県団に寄り添うことを心掛けている。

会費納入は9月30日現在で、全額納入2県、一部納入3道県から入金で、昨年度の同時期に比べ1県増となっている。今年度は、会費を一円でも納入し、会費未納会員を無くすことをめざして取り組んでいる。昨年度は、会費未納県団は20道府県団で今年度はそれを上回ることを目標にしている。そのためにも、顔と顔を付き合わせたオルグを引き続き展開していく。道府県団の新たな財政獲得を目的に新規助成金の情報を集約している。情報がいりしだい周知する。賛助団体・個人会員の獲得に向けたオルグ活動も行っている。賛助団体会員の加盟に向けて、年度末には加盟していただくことを目標に、東京都や富山県での働きかけを実施している。賛助個人会員の加盟に向けて、日本青年団新聞名刺特集号で協賛いただいている諸先輩方をはじめ、日青協助言者などへの呼びかけを行い、少しずつ日青協への問い合わせも増えているが、個人会員の加盟は2名に留まっている。引き続き幅広い層に呼びかけていく。

諸会議・諸事業の参加状況は別記の通りである。今年度は機関会議毎に学習会を設けている。第2回理事会においては、戦争体験者を迎えての学習会を実施する。各事業を通して学びと交流を深める場を提供してきた。諸会議や諸事業の趣旨や意義を道府県団に伝えていきながら、下半期の諸会議・事業の充実に努めていく。

#### <2015年度諸会議日程>

参加者数（昨年度参加者数）

##### ○臨時理事会

2015（平成27）年 5月 4日（日） 42名（昨年度41名）

##### ○定期大会

2015（平成27）年 5月 4日（日）～ 5日（月・祝） 83名（昨年度89名）

##### ○第2回理事会

2015（平成27）年10月11日（日）～12日（月・祝） 名（昨年度89名）

#### <2015年度事業計画>

##### ○第46回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会

2015（平成27）年 7月18日（土）～19日（日） 21名（昨年度17名）

##### ○第24次植林訪中団

2015（平成27）年 9月19日（土）～23日（水・祝） 8名（昨年度11名）

## 2) 道府県団と共に歩む

### (1) オルグ活動の充実

上半期のオルグ派遣状況は別紙のとおりである。執行部では、オルグに入るにあたり目的や成果を明確にするため、事前連絡表と、終了後には報告書の提出を義務づけている。加えて、執行部メンバーリストなどを通して全体で共有し、当該道府県団への統一見解を持つことに努めている。

今年度の訪問数は9月30日現在で26道県100回となっており、昨年26道県37回時に比べると地域数は横ばいではあるが、訪問回数は圧倒的に増えている。その背景には、道府県団へのオルグ活動に加え、諸事業などに派遣や、種まき運動の取り組みなどがあげられる。訪問回数が増えたことで、道府県団の状況の把握だけでなく、活動の促進にもつながっている。オルグ活動により、栃木県団は、モデル道府県団として次年度いよいよ予選会開催の芽が生まれつつある。都内で活動する荒川区青年団体連合会は賛助団体加盟に向けた協議が進んでいる。山口県は、今年度は県団の事務局機能を会館が担うなどの動きが見られる。一方で、オルグ活動に入る地域が半数程度に留まっていることは否めない。下半期も引き続き日青協主催事業等を通じて、道府県団との連絡を密にし、事業の参加周知に留まらず、道府県団の状況把握等に努めていく。

## (2) 全国青年団種まき運動の展開

今自治体における社会教育行政の後退は著しく、地域の中核を担うべき青年たちは政策の片隅に置かれ、青年たちへの支援がことごとく打ち切られている。日青協では一昨年度、全自治体の議会宛に「これからの勤労青年教育のあり方に関することについての陳情書」を送付した。昨年度は政策提言委員会を設置し、青年団の今日的な意味と役割を視覚的に分かる資料を作成した。今年度は、「全国青年団種まき運動」として、全国の自治体を3年間かけて訪問し、青年団のPRと青年教育・若者支援行政の発展を求める要望書を手渡ししている。また、運動の成果を可視化することを目的に、日本青年団協議会 web サイト (<http://www.dan.or.jp/>) 内に特設サイトを新設した。現在の進捗状況は目標数588カ所のうち、69カ所と全体の10%にも満たない。しかし、道府県団による精力的な取り組みも見られる。要望書の回答があったのはまだ1自治体だが、こうした運動を広げていくことが重要である。既に鳥取県団では訪問活動を終えており、運動を通じて「教育委員会をはじめとする社会教育従事者が社会教育の現場への理解が薄い」という声が寄せられた。また、滋賀県団では「市民の声があれば動きます」と言った発言があるなど、職業従事者でありながらも、社会教育・青年教育に非常に自覚の乏しい職員が増えていることがわかった。その一方で、新潟県十日町市の教育委員会では市の重点項目に社会教育の充実を掲げ、青年学級の設置や施設の充実に努めている自治体もある。今後は社会教育・青年教育の充実や青年団の活動こそが、青年層だけでなく地域教育そのものの充実につながることを、社会部が作成した資料なども活用して訴えていく。

下半期は運動をより加速し、日青協と道府県団一丸となって残り519カ所の訪問し、未来に青年団を残す運動に取り組んでいきたい。

## (3) 日本青年館継承募金の展開

私たち現役の青年団のために、初代・二代目の建設に尽力していただいた諸先輩方の魂を次代にも継承していくことを狙いに、日本青年館継承募金運動を展開している。私たちがこの運動に取り組む意義は、後輩のための青年団活動の拠点を東京に残すことに他ならない。かつての先輩たちも同じ気持ちで、建設運動に携わられてきた。だが、新国立競技場の建設を巡る問題で、JSC（独）日本スポーツ振興センターをはじめ、関係機関や閣僚がマスメディアから批判を受け、一部の国会議員や報道の誤った認識により日本青年館も少なからず影響を受けている。こうした状況だからこそ、募金活動を通じて日本青年館そして青年団が果たしている社会的使命を正しく伝えるとともに、後世に残す取り組みを、全国青年団が一丸となって進めていくことが必要である。

三年前からはじめた運動は、各地で少しずつ動き始めている。宮城県団では主催事業でジュースを販売したり、オリジナルグッズを作成し販売したりして収益の一部を募金に充てている。また、福井県団ではOB・OGの下へ足を運び募金を呼びかけた。こうした主体的な運動を全国的な広がりにつなげていくためにも、各地の実践を様々なツールを使って発信していく。

## 3) 日本青年館との連携

### (1) 全国青年会館協議会の開催

6月22日に沖縄県で全国青年会館協議会総会が行われ、照屋会長と鳥澤事務局長が出席した。OB・OGとの関係構築に努めるだけでなく、意見交換の時間をいただき、現役支援の要請や日青協諸事業の周知なども行った。

### (2) 日本青年館の移転・建設の動き

日本青年館は、JSCから新国立競技場改築という国家プロジェクトのため移転の要請を受け、度重なる議論を経て、移転要請を受諾するという苦渋の決断を行った。その後、日本青年館内で移転建設にかかわる委員会が設置され、日青協も出席し、現役としての意見表明などに努めている。

こうした中、6月29日に開催された日本青年館理事会での決議を経て、6月30日付で株式会社安

藤・間と建設工事請負に関する契約を締結し、三代目日本青年館建設の最終的な建設費等が約121億円となることが決まった。これに加え開業までに、移転関係費、再営業準備金、法人税等が約23億円必要となると試算されている。一方で、移転・建設に係る資金として、JSCとの間に締結した、立退きに係る損失補償等契約書に基づき支払われる約93.9億円に加え、現在内定されているtoto助成金として30億円が見込まれているが、必要経費に対し現在約20億円が不足しており、引き続き、移転・建設に対する支援をあらゆる関係機関に要請していくことを日本青年館の理事会において確認している。青年館建設における資金不足は、我々にとっても由々しき事態である。現役の青年団としての運動が求められる。引き続き執行部内でも協議し、新しい運動などを模索する。なお、着工は7月1日、竣工は2017（平成29）年6月8日（予定）となっている。

### （3）山中湖国際音楽祭の開催

世界トップレベルの演奏とアットホームな雰囲気を楽しめる音楽祭として、毎年山中湖畔荘清溪で行われている山中湖国際音楽祭が、9月19日～21日の日程で行われた。日青協の植林訪中団の日程と重複したが、事務局長及び局員がスタッフとして対応した。三日間にわたって開催される音楽祭にはのべ300名以上の観客が集まり、ホールに響き渡る音色に酔いしれた。この音楽祭の監督を勤めるピアノデュオ・クトロヴァッツ兄弟は、1984年に初めて国立ウィーン音楽大学の合唱団を日青協が招聘し、各県団との交流公演をしたことがきっかけとなって青年館の文化事業に深く関わることになった。昨年度は高知県梶原町連合青年団が音楽祭を主催し、地元の方々に音楽を届けるだけでなく、チケット代の一部を団体運営費にあてるなどの青年団の財政支援の一翼も担った。

### （4）全国青年団OB会総会岩手大会の開催

全国青年団OB会第34回総会が10月11日（日）から12日（月・祝）の日程で開催される。OB・OGとの連携を深めるとともに、募金活動の協力などの要請を行う。加えて、現役青年団のかかわり方を提言できるよう努めていく。

## 2. 組織活動について

### 1) スポーツ・芸能文化活動の裾野をひろげる取り組み

#### （1）道府県青年大会の拡充

道府県青年大会は道府県団自らの要求として、全国青年大会の予選会としてだけでなく、新しい仲間づくりや団体の掘り起こしなど組織強化・拡大につなげていく重要な役割を担っている大会である。今年度は道府県団拡充モデル地域をモデル道府県団と名称をあらため、8つのブロックから1道府県団を選出し青年大会の拡充に努めてきた。各モデル道府県団を役員が担当し、青年大会の開催及び拡充の働きかけを行った結果、山形県団では昨年度予選会が開けなかったが、今年度は剣道の予選会を開くことができた。また、愛知県団では写真展参加者拡充のための写真講習会を開く動きにつながった。しかし、モデル道府県団として選出したものの、青年大会に向けて取り組むことができなかった地域があり大きな課題である。モデル道府県団の取り組み状況の可視化として、加盟団メンバーリストを利用し、モデル道府県団以外にも大会拡充につながる情報としてモデル道府県団確認表の一覧を提供した。

全国各地の道府県大会の状況をみると、今年度は24道府県で道府県青年大会が開催され、昨年度より5県減となった。茨城県では軟式野球の予選会で昨年度4チームだったのが倍の8チームに増え、茨城県としては初めてバスケットボールの予選会が開催され男子6チーム・女子5チームが集まった。滋賀県団では芸能文化部門で演劇・合唱・人形劇などで応募が増加した。また、石川県団では交流競技としてダーツ大会が行われた。



## (2) 第64回全国青年大会の開催

国立競技場の改築に伴い、日本青年館も移転建設のため、3月末日をもって営業を休止した。休業期間中は、日本青年館の公益事業のひとつである全国青年大会においても、全般的に経費の節約に努めていかなければならない。今大会においては、報告書の簡素化やDVDの製作販売をとり止めるほか、庸人費（アルバイト）の経費節約に努めるなど、大会運営に支障を来さないことを第一に考えつつ、効率的な事務作業をめざしている。

今年度から演劇・人形劇と交流種目であった舞台パフォーマンスを統合した新種目「舞台発表」と交流種目だった「のどじまん」が今年度より正式種目となった。多くの青年たちが集うことを目的に、関東近郊への拡充として取り組むだけでなく、「舞台発表」と「のどじまん」の参加者募集チラシを作成し、都内の公民館や文化施設やカラオケシダックス店舗へ配布した。また、交流企画「ダーツ」種目の参加者拡充として、日本ダーツ協会より都内の障害者施設への参加者呼びかけを提案された。障害者向け大会の多くは、参加費を安く設定していたり、無料にしているケースがほとんどのため今回は呼びかけを見送った。

各種目の拡充の動きとしては、運営委員の先生方からいただいた参加者拡充策に取り組んだ。そのひとつとして、日本将棋連盟の会員向けWEBサイトに参加者募集の告知を掲載していただき、関東地域の参加者を増やすことができた。

※参加者数を踏まえた中間総括は当日配布

## (3) これからの青年大会の将来像

全国青年大会を持続可能にするため、執行部では様々な検討を行っている。今年度については、来年度からの剣道種目における（一財）全日本剣道連盟との共催化に向けて協議をすすめている。また、今年度から日本青年館が休業しており、全般的に経費節約に努めていかなければならない状況にあるため、t o t oスポーツ振興基金獲得をめざし、安定した大会運営ができるように努めていく。このほか、スポーツ・芸能文化活動の底上げにつながり、将来的には2020年東京オリンピック・パラリンピックのムーブメントにつながるよう新種目導入についても引き続き検討していく。

## 2) 青年の主体的な学びの取り組み

### (1) 第61回全国青年問題研究集会の開催

3月には山中湖畔荘「清溪」（山梨県）で第61回全国青年問題研究集会を開催する。全国各地の様々な実践の中でも特に社会に目を向けた実践の集約に力を入れていく。仲間との語り合いを通して未来の地域づくりに還元できるよう、より学びの多いプログラムをつくとともに、交通手段の確保など多くの参加者を集めるために引き続き検討していく。

### (2) 2015年度青年活動支援者フォーラムの開催

2015年度青年活動支援者フォーラムを第61回全国青年問題研究集会と併催する。フォーラムへの参加募集一時チラシを作成し、第55回社会教育研究全国集会で、参加者へチラシを配布し参加を呼びかけた。

また、全国青年団種まき運動と連動し、未加盟・未組織地域の行政や支援者に早期に参加を呼びかけ、一人でも多くの参加者を集めることに努めていく。

## 3) 全国に伝え学ぶ取り組み

今年度は教宣活動の役割や大切さを伝えるため、「日本青年団新聞」で新連載「わたしと教宣」を企画した。日青協執行部が取り組んできた教宣活動の体験記を連載し、教宣の多様な一面や面白さを伝え、教宣活動を広げる一助とすることをねらいとするものである。道府県団からは「教宣活動の効果をもっと知りたい」といった声が寄せられており、下半期は教宣活動の様々な手法や効果を伝えることができ

るよう取り組んでいく。なお、青年団の活動を幅広く伝えるため、日本青年館の発行する雑誌「社会教育」にも日本青年団新聞の記事の一部を掲載している。

購読部数は9月28日現在で1,014部であり、定期大会時の1,145部から131部の減少となっている。昨年の同時期(1009部)と比べると5部の微増となった。未購読ゼロ地域は25道府県に及ぶ。全国組織だからこそつくりことができる日本青年団新聞。全国の仲間に情報を発信するために、未購読府県を減らしていく必要がある。

購読が伸び悩んでいる主因としては、道府県団の年間購読の継続が滞りがちなことが挙げられる。道府県団の継続購読の呼びかけを強めていくとともに、継続しやすい方法を模索していく。あわせて関係団体やOB・OG、市町村教育委員会にも呼びかけ、新規購読の獲得にも取り組んでいく。また、継続購読減少の一方で、掲載された地域の単部購読が増えている。こうした事例を年間購読につなげることも模索していく。

支局員は26道府県より26名選出されており、昨年度より3県1名の増加となった。各地の実践の執筆はもちろん、連載「歴史語り」で戦争体験聞き取りの記事を執筆したり、ゆめ千羽企画や道府県大会の特集で地域の取り組みを紹介したりするなど、支局員の活躍の機会は増えている。引き続き連携し、よりよい紙面づくりに努めていく。

全国の青年の実践をより詳しく、より伝わりやすくするため、前年度から継続して日本青年団新聞の発行形態の見直しを進めてきた。従来の新聞に寄せられていた「内容はよいが文字が小さくて読みづらい」「字が多くてなかなか気軽に読めない」といった読者の声にこたえ、文字を大きくして余白を多くとり、部分的にカラーページを取り入れる。また、全国の地域活動を紹介するアクションのコーナーでは、これまで寄せられていた「500文字程度の文字数では実践を伝えきれない」といった執筆者の声にこたえ、文字と写真を増やして実践を詳しく紹介する。下半期からは隔月発行にはなるが、紙面の改革により、より多くの人に手に取ってもらえることに期待する。

SNSなどのツールを活用した取り組みでは、特にFacebookを活用し、日青協事業の発信や各地の全国青年団種まき運動の報告などを発信している。下半期の全国青年大会や教宣コンテスト、全国地域青年実践大賞などの事業についてもウェブサイトを作成し、日本青年団新聞と連携しながら全国に情報を発信していきたい。

### 3. 社会活動について

#### 1) 東日本大震災への想いを風化させないために

今年度は「生きる～東日本大震災と地域青年の記録～」第4号を3月に発刊することをめざしている。7月に発刊代表者である北海道大学の辻智子准教授をはじめ、日青協執行部及び岩手・宮城・福島の3県団で編集委員会を結成した。8月には宮城県青年会館で編集委員会を開催し、「生きる」第4号の方向性や内容の確認、掲載する手記の依頼と呼びかけをお願いしている。9月には加盟道府県団へ、「生きる」を読み返しての感想を募集した。今後は3月の全国青研で正式な冊子を配布できるように準備を進めていく。

また、昨年度に製作をした東日本大震災パネル第1部は、宮城県、石川県、静岡県各加盟団から貸出申請があった。各県ではパネル展の開催、県青年大会や復興支援活動の研修会での展示などに用いられ、震災の風化防止や復興支援の啓発、青年団のPRに活用されている。あわせて、今年度は東日本大震災パネルの第2部を3月の全国青研での展示にむけて作成中である。第1部は3.11当時を中心に被害を伝えるものとしたが、第2部は被災地の青年団の活動と青年団による復興支援活動を中心に作成をする。

#### 2) 一人一人が認め合い、平和で豊かな暮らしを営むために

##### (1) 青年が前向きに生きていける機会の創出

昨年度、有識者を含めて継続的に開催してきた政策提言委員会を経て作成を行った、青年団のプレゼ

ン資料を9月に完成させ、加盟道府県団へ送付している。今後は行政への種まき運動などの際に活用してもらえるよう周知を行っていく。あわせて、昨年度の各種事業で収集をしてきた労働の「つぶやきカード」の結果を日本青年団新聞10月号のFOCUSに掲載した。

また、これまで日青協も求め続けてきた18歳選挙権を認めた改正公職選挙法が6月に国会で成立した。国政選挙では2016年夏に行われる参議院議員選挙から適用される見通しだ。日青協では18歳選挙権の実現を評価すると同時に、これまでのように学校教育において過度に政治教育がタブー視されることがないように、7月6日、常任理事会名で「18歳選挙権の実現に伴う意見書」を発表した。送付先は総理大臣はじめ関係議員及び主要マスコミである。18歳の若者が有権者としてきちんと判断できるよう最低限の政治教育は必要であると同時に、青年団には地域参画に歩み出した彼ら彼女らの受け皿となることがこれまで以上に求められる。

日青協も加盟している「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会」（就職連絡会）では、今年も12月を目処に文部科学省や経済産業省、経済団体などを対象として就職保障と働くルールの確立を求める要請行動を行う予定だ。また、今年度より開始時期が遅くなった就職活動の影響や若者を蝕むブラックバイト問題、高等教育を修了した多くの青年が抱える奨学金問題など、今後、就職連絡会として取り組むべき就職や就業を巡るさまざまな問題にアンテナを張りながら活動を進めている。

## （2）平和な社会を継続させる活動の推進

戦後70年を迎えての平和運動のひとつとして、平和を次代に継承するためにはじめた「ゆめ千羽」企画は、各地の青年大会をはじめ、学習会や定例会、夏に行われた平和運動など様々な機会で開催されている。また、日本青年団新聞7月号のFOCUSでは、「ゆめ千羽」企画の啓発と各地域での取り組みの紹介を兼ねて特集記事を掲載した。来年1月末の締切まで、引き続き加盟道府県団には青年大会の集まりや県青研などでの実施を呼びかけるとともに、道府県団から加盟市町村団へ取り組みの呼びかけを行ってもらえるように執行部が継続した働きかけを行っていく。

今国会の最大焦点である新たな安全保障法制が衆議院で議論されていた7月13日、常任理事会名で「青年は二度と銃を取りたくありません～新たな安全保障政策に対する声明～」を発表した。昨年度、集団的自衛権行使容認の閣議決定前に発表した声明と同様に、「青年は二度と銃をとらない」の基本精神を改めて示し、日本国憲法の平和主義が実現されるよう政府や主要政党、マスコミ等に訴えることができた。

また、第2回理事会の学習会として、これまで日青協とも平和運動で連帯してきた「不戦兵士・市民の会」からアジア・太平洋戦争の元帰還兵を講師としてお招きし、戦争の加害者学習を行う予定である。同盟国へ目に見えるかたちで貢献を示そうとする新たな安全保障法制が大きな議論となる今こそ、戦争で相手を傷つける立場に置かれることがどういうことなのかを学ぶ機会としたい。

8月5日には、日本被団協主催の「被爆70年 核兵器のない世界のため、被爆者と市民のつどい」が広島市で開催され、照屋会長、鳥澤事務局長、砂口常任理事の3名が参加した。諸外国の代表も多数駆けつける中で、集会のメインであるリレートークでは青年の代表として照屋会長が登壇した。被爆者団体と長年において連帯してきた日青協として、核兵器廃絶を諦めずに声を上げ続けていくことを誓った。また、10月17日には、日本被団協を中心に日青協も実行委員として関わってきた「被爆70年のつどい 広島・長崎はなんだったのか？—今を戦前にしないために」が、東京の日比谷公会堂で開催される。内容は音楽劇や被爆者が語る70年のあゆみ、そしてリレートークが企画されており、ここでも照屋会長が青年代表として登壇する予定である。

## 3) 東アジア社会の友好と協調のために

### （1）中華人民共和国（中国）との交流

9月19日から23日までの4泊5日の日程で、石井副会長を団長とする団員8名で構成された日青協第24次植林訪中団を、内モンゴル自治区ダラトキに派遣した。

期間中は天候に恵まれ、400本近いポプラの苗木を植えることができた。言語の壁が立ちはだかる中でも、身振り手振りでコミュニケーションをはかりながら現地の青年とともに植林活動を行った。日青協がダラトキで植林を行って20年が経過している。現地の展望台に登り、以前は一面沙漠だった場所に高い木が立ち並んでいる様子を目の当たりにすると、人の手で森をつくりだせることが実感できた。また、現地の青年たちの報告からはこの森が防風や防災において大きな役割を果たし、住民の暮らしやすさを高めていることに加え、現地の青少年が生態系を学ぶ場にもなっていることを確認することができた。

今回は9月19日未明に日本で安全保障関連法が成立し、わが国の平和と国防に関する姿勢が国内外で注目されている中での訪中となった。意見交換会では、日本と中国の交流が「日中青年不戦の誓い」に始まったことをふまえ、両国の青年が再び銃を取ることはないよう、草の根の交流で平和の意識を高めていくことを改めて確認することができた。

今年度は派遣期間中すべてが祝祭日となるシルバーウィークに設定したにもかかわらず、訪中団員は昨年度の11名から3名減となってしまった。訪中団員の募集にあたっては、関係各所や都内の中国語学校へのチラシ配布、郵便局でのチラシ・ポスターの掲示、日中友好関係団体や緑化活動団体の機関紙へ募集記事の寄稿、日本青年団新聞やホームページでの告知など幅広く周知を行った。しかし、派遣人数が減少した結果を見れば、募集にあたっての周知が十分であったとは言い切れない。近年では日青協執行部や訪中団員、過去の参加者の口コミによって参加に繋げるかたちが続いている。それ自体は運動の継承として評価できるものの、青年団以外の参加者に植林を通じて、青年団の周知や互いの運動の広がりを生むことができていない。来年度は日青協と中華全国青年連合会との交流も60年を迎える。これまで以上に幅広い層から多数の参加者を派遣する必要性も求められる。日中青年交流60周年を全面に押し出し、青年団OB・OGはもちろんのこと、青年団以外の参加者も最大限に募らなくてはならない。

また、12月13日から17日には、中華全国青年連合会との定期交流で訪日代表団を受け入れる。今年度は関東近郊を中心に、現役青年団員、青年団や植林訪中団のOB・OGとの交流、社会教育施設の見学などをプログラムに盛り込んでいく予定だ。

## **(2) 大韓民国（韓国）との交流**

昨年度までの試験的な相互交流を経て、12月3日から6日まで日青協と中央青少年団体連絡協議会（中青連）の構成団体を務めていた団体から訪韓団を結成し、今年度より正式な交流を開始する。この事業は中青連の解散に伴い、中青連のカウンターパートであった韓国青少年団体協議会（韓青協）の要望を受けて実施する事業である。実施には他の青少年団体の協力も得ながら、交流初年度の団長として照屋会長を派遣し、現地では日青協と韓青協との間で協定書の調印を行う予定だ。

## **(3) 朝鮮民主主義人民共和国（共和国）との交流**

8月9日、在日本朝鮮青年同盟結成60周年記念式典が東京の朝鮮大学校で開催され、日青協からは石井副会長が来賓として参加した。式典では祝辞を述べ、その後全国より集った朝青同の青年たちと交流を行った。限られた時間ではあったが両国の青年たちが触れ合う貴重な機会となった。在日朝鮮青年との交流は地域レベルでも率先して行われている。共和国の金日成社会主義青年同盟との相互交流は、共和国の訪日団が入国を認められない状況もあり長らく実現していない。日青協が行ってきた青年交流は、国の主張を超えて互いを尊重し、相互理解を深めることで、国家間の国交回復に寄与してきた。今後もぶれずに青年だからこそできる交流のかたちを模索し続けていく。

## **4) 北方領土返還のために**

6月15日、北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）の議長を務める照屋会長や高橋はるみ北海道知事をはじめとする返還要求運動の代表者が、衆参両議院への請願と安倍首相への表敬訪問を行った。

この場では北方領土問題の解決が日露関係において最重要課題である事が改めて確認された一方で、昨今のロシアを取り巻く国際情勢下では交渉が非常に困難である事が首相からも報告された。しかし、訪問団、政府ともに元島民の高齢化や戦後70年目の節目における北方領土問題解決に向けた取り組みが一層重要となること、返還へむけて一步でも進めていく強い意志を確認し、政府間協議の促進を要請した。

7月2日から6日にかけて平成27年度第1回北方四島交流訪問事業（ビザなし交流）が行われ、日青協からは照屋会長が団員として参加した。訪問団には北連協の加盟団体から推薦された返還運動の関係者のほか、国会議員や政府関係者、報道や元島民など64名が参加した。今回は国後島、択捉島を訪問している。現地では行政への訪問、海岸での漂流物調査、日本人墓地の清掃と墓参り、現地に住むロシア人との文化交流として能面の披露会や共同での日本庭園造りなどを行い、両島で相互理解を深めた。参加者の感想交流では、インフラのロシア化が進む中で日本の面影が無くなりつつあるとの意見も聞かれた。しかし、まだ島の一部が近代化をはじめたばかりである。私たちは諦めることなく、北方領土がわが国固有の領土であるとの認識に立って領土返還を訴え続けると同時に、返還後にロシア人といかに共生するのかを視野に入れて返還運動に取り組む必要がある。

また、7月18、19日の2日間、北方領土返還要求運動の発祥の地である北海道根室市において、全国地域婦人団体連絡協議会（全地婦連）との共催事業である「第46回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会」を開催した。主管団体の北海道青協をはじめとする全国各地より参加者が25名、日青協執行部とあわせて41名の青年が現地集まっている。初日は北方四島交流センター「ニホロ」において防衛省防衛研究所地域研究部長の兵頭慎治氏による基調講演、戦後70年を迎えての企画として元島民1世2名を招いてのパネルディスカッションを行った。ロシアを中心とした周辺国の情勢のほか、元島民のふるさとへの想いを直接聞くことで、四島返還の必要性を再確認することができた。二日目は納沙布岬から北方領土の視察と北方館での学習を行った。今回は海上の霧も晴れていたことから、納沙布岬から肉眼で国後島を確認することもでき、参加者に島の近さを確認してもらうこともできた。今年度は参加しやすい日程をめざして事業の期間を2日間に変更した。その結果、北海道外の参加者が例年より増えたことは評価できる。しかし、プログラムの中で時間が限られる場面もあり、十分な学習とのバランスを取ることが課題として残った。また、空港への発着の都合上、釧路空港を利用したが、海の日を含めた連休ではチケット手配にかなりの困難が生じた。安定的な事業運営を行うためにも、これら諸課題を踏まえて来年度に活かしていく必要がある。プログラムの面では、元島民一世の想いを全体で共有する場として設けたパネルディスカッションが参加者からも好評であった。当時の北方領土を知る方から話を伺える時間は多く残されていない。今後は体験談を受け継ぐ青年の役割がより一層重要となってくる。